

3. 新医薬品の薬価算定方式③

～特例的なルール～

- 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる(原価計算方式)。

(例) ①原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
②労務費	(=労務費単価 × 労働時間)
③製造経費	(=② × 1.407)
<hr/>	
④製品製造原価	
⑤販売費・研究費等	(=(④+⑤+⑥) × 0.435)
⑥営業利益	(=(④+⑤+⑥) × 0.192)
⑦流通経費	(=(④+⑤+⑥+⑦) × 0.103)
⑧消費税	(5%)
<hr/>	

合計: 算定薬価

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数を用いることが原則)

3. 新医薬品の薬価算定方式④-1

～外国平均価格調整～

- 類似薬効比較方式(Ⅰ)、(Ⅱ)及び原価計算方式のいずれの場合も、外国価格との乖離が大きい場合には、調整を行う（外国平均価格調整）。

1) 外国平均価格 米、英、独、仏の価格の平均額

2) 調整対象要件
・外国平均価格の1.5倍を上回る場合 → 引下げ調整
・外国平均価格の0.75倍を下回る場合 → 引上げ調整

3) 調整方法

1) 1.5倍を上回る場合

$$\left[\frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + 1 \right] \times \text{外国平均価格}$$

2) 0.75倍を下回る場合

$$\left[\frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + \frac{1}{2} \right] \times \text{外国平均価格}$$

3. 新医薬品の薬価算定方式④-2

～外国平均価格調整～

クレストールの例

○類似薬(リピトール錠)

10mg錠・158.30円(汎用規格)

○有用性加算(Ⅱ)を適用

158.30円→169.80円

5mg	米国	272.70円
	英国	なし
10mg	米国	272.70円
	英国	127.40円

外国平均価格
5mg錠 272.70円
10mg錠 200.10円

	算定価格 (A)	外国平均価格 (B)	調整後 (C)	変化率 (C/A-1)
2. 5mg(非汎用規格)	88.50	無し	調整対象外	0
5. 0mg(汎用規格)	169.80	272.70	193.00	0.1366
10. 0mg(非汎用規格)	325.80	200.10	308.70	-0.0525

平均変化率
0.0280
 $\frac{-0.1366-0.0525}{3}$

○汎用規格の調整後の価格

$$169.80(\text{算定価格}) \times (1 + 0.0280(\text{平均変化率})) = 174.60\text{円}(5\text{mg})$$

これに規格間調整を行い、非汎用規格の価格を算定する

3. 新医薬品の薬価算定方式⑤

～規格間調整～

- 類似薬効比較方式(Ⅰ)、(Ⅱ)の場合には、類似薬の規格間比を求め、規格間比をもとに汎用規格から非汎用規格の薬価を算定する(規格間調整)。

クレストールの例

○類似薬(リピトール錠)

10mg錠: 158.30円(汎用規格)、5mg錠: 82.50円(非汎用規格)

○類似薬(リピトール錠)の規格間比

$$\log\left(\frac{158.30}{82.50}\right) / \log\left(\frac{10}{5}\right) = 0.9402$$

汎用規格の 非汎用規格の 汎用規格の 非汎用規格の
 薬価 薬価 成分量 成分量

○非汎用規格の算定額

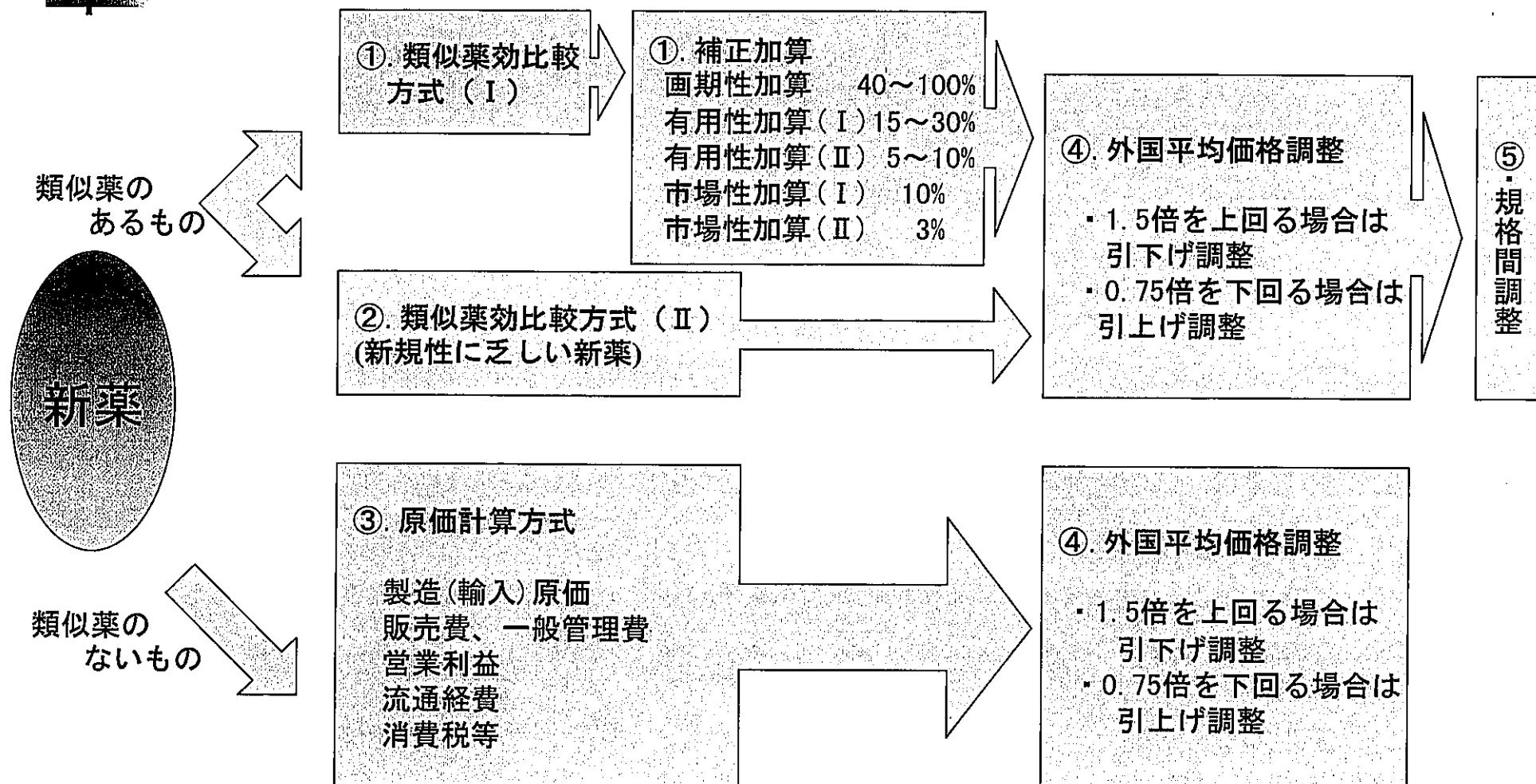
$$2.5\text{mg錠: } 174.60\text{円} \times \left(\frac{2.5}{5}\right)^{0.9402} = 91.00\text{円}$$

$$10\text{mg錠: } 174.60\text{円} \times \left(\frac{10}{5}\right)^{0.9402} = 335.00\text{円}$$

汎用規格の 非汎用規格の 汎用規格の
 算定額 成分量 成分量

3. 新医薬品の薬価算定方式⑥

～まとめ～



4. 新規収載後発医薬品の薬価算定方式

1) 後発品が初めて収載される場合

→ 先発品の薬価の0.7掛けとする。

2) 後発品が既に収載されている場合

→ 最低価格の後発品と同価格とする。

5. 新医薬品の薬価算定のプロセス

